

熊本県食農教育推進協議会設置要領

(名称)

第1条 この協議会は、熊本県食農教育推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 最近の「食」と「農」をめぐる環境変化の中で、県・教育機関・農業団体等が連携・協調し、総合的な食農教育を推進することにより、消費者と生産者の相互理解を促進し、健康で安全・安心な食生活の実現を目指すとともに農業・農村の理解促進を図ることを目的とする。

(取組事項)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項に取り組む。

- (1) 食料・農業・農村のあり方・役割等に関すること。
- (2) 農業体験学習の取組みに関すること。
- (3) 学校を通じた食農教育に関すること。
- (4) 料理・調理体験教育に関すること。
- (5) 食生活の基礎教育に関すること。
- (6) 地場農産物の利用促進に関すること。
- (7) その他食農教育の取組促進に関すること。

(構成)

第4条 この協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 熊本県環境生活部長
- (2) 熊本県農政部長
- (3) 熊本県教育長
- (4) 消費者団体代表
- (5) 熊本県農業協同組合中央会会長
- (6) 学識経験者（若干名）

(運営)

第5条 協議会には会長1名を置く。

会長は、必要に応じて協議会を招集し、その議長にあたる。

(幹事会)

第6条 協議会の業務を補佐するため、幹事会を設ける。

幹事会は、県環境生活部・農政部・教育庁、消費者団体および農業団体で構成する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、JA熊本中央会内に置く。

(雑則)

第8条 この要領に定めるものの外、必要な事項については、会長が協議会に諮りその都度決定する。

附 則

本要領は、平成16年12月20日から施行する。